〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 【介護予防訪問入浴介護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(勤務体制の確保等) 第五十三条の二 省略 2 省略 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。	(勤務体制の確保等) 第55条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保 しなければならない。 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修の受講を希望 する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努 めなければならない。	個々の従業者の資質を向上させることにより、 介護サービスの質の向上が図られることから、研 修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整 備を行うことを努力義務とする規定を追加したも のであり、研修を受講する従業者が特定の職種、 従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針) 第五十六条 省略 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 <u>自ら</u> その提供する 指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改 善を図らなければならない。 以下省略	(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針) 第58条 省略 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供する指定 介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。この場合において、評価について は、第三者による評価を受けるよう努めなければならな い。 以下省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。
第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用) 第六十一条 第一節、第四節(第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用) 第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。	※第55条の2第4項及び第58条第2項の解釈を基準 該当介護予防訪問入浴介護の事業に準用する。

〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 【介護予防訪問看護】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(準用) 第七十四条 第四十九条の二、第四十九条の三、第四十九条の五から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の三、第五十二条及び第五十三条の二から第五十三条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第七十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。	(準用) 第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。	※第55条の2第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることによ
第五十六条 省略 2 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質 の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 以下省略	第55条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。	り、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針) 第七十五条 省略 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定 介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ら なければならない。 以下省略	(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針) 第76条 省略 2 指定介護予防訪問看護事業者は、その提供する指定介護 予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない。この場合において、評価については、第三 者による評価を受けるよう努めなければならない。 以下省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(準用) 第八十四条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条。第五十三条。の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第八十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第五十六条 省略 2 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。以下省略	(準用) 第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「必身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第55条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。	※第55条第2項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針) 第八十五条 省略 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 以下省略	(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針) 第86条 省略 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。 以下省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。

〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 【介護予防居宅療養管理指導】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
第九十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防居宅管理療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第九十一条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第四十九条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。	(準用) 第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅管理療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。	
(勤務体制の確保等) 第五十六条 省略 2 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質 の向上のために、その研修の機会を確保しなければなら ない。 以下省略	(勤務体制の確保等) 第55条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入 浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修の受講を希 望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよ う努めなければならない。	※第55条第2項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針) 第九十四条 省略 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供 オスセス企業予防民宅療養管理指導事業者は、自らその提供	(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針) 第95条 省略 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その提供する 世界の護予防居宅療養管理指導事業者は、その提供する	

にその改善を図らなければならない

以下省略

する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常┃┃指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にそ┃上に好影響を与えることが想定できることから、 の改善を図らなければならない。この場合において、評価 │第三者による調査若しくは評価を受けることを努 については、第三者による評価を受けるよう努めなければ 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 ならない。 による評価の範囲、手法等については問わない。 以下省略

L		L	

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
第百十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。	(設備) 第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、 指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい 専用の部屋等であって、規則で定める面積以上のものを有 しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハ ビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院 である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者 用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用され るものに限る。)の面積を加えるものとする。 2~3 省略	指定介護予防通所リハビリテーション事業所に 設置する便所については、利用定員に応じた適当 数を設けるとともに、要支援者等が使用するのに 適したものとすること。
	(勤務体制の確保等) 第121条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予 防通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならない。 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、研修の 受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整 えるよう努めなければならない。	個々の従業者の資質を向上させることにより、 介護サービスの質の向上が図られることから、研 修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整 備を行うことを努力義務とする規定を追加したも のであり、研修を受講する従業者が特定の職種、 従業者に偏ることないよう配慮すること。
(準用) 第百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーション事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百二	(準用) 第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から 第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、 第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで 及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーショ ン事業について準用する。この場合において、これらの規 定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予 防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2及び第 55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条 の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と	

十条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは 「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	読み替えるものとする。	
(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針) 第百二十四条 省略 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 <u>自ら</u> その提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 以下省略	供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を 行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつ つ、常にその改善を図らなければならない。 <u>この場合にお</u>	上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
第百二十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護者」という。)が当該事業所(以下「指定介護者」という。)が短期入所生活介護のとことができるでにおいて「介護予防短期入所生活介護予防短期入所生活介護予防短期入所生活介護予防短期及所生活介護のとおりにおいて「介護予防短期及所生活介護のとおりに指定介護予防短期及所生活介護の提供を受活介といる。)の員数は、次の人所生活介護のとおができる事業が指定介護予防短期及所生活介護の提供を受活介さる。とができる利用者(当該指定介護者(指定短期及所生活介護、業者が指定短期入所生活介護等者(指定短期及所生活介護、業者が指定短期入所生活介護の指定を併せての規定、の時においう。以下所におの前の指定を併せて短期入所生活介護の指定所生活介護を引力により、の場合においる場合において、当該事業の一人は、当該事業所において一体的に運営されている場合において、当該事業所における指定の制用者。以下との節から第四節までにおいて、適かの上限をいう。超し、指定介護予防短期入所生活介護の一度において、一度が表出との連携を図ることにより当該事業所において、一度が表出との連携を図ることにより当該事業所にあって、対によび下との節がの対によび下との節がを対して、対によび下との節ができる場合でにおいて、対によび下との節ができる場合でにおいて、対によび下とのが、対には、対には、対には、対には、対には、対には、対には、対には、対には、対には	第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業所」という。ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる短期入所生活介護事業所」といる。当該指定の前期、所生活介護等者の区分に応じ、次に掲げるのがありたと、地関で定めるものとができる。ただし、利用において「介護予防短期入所生活介護人院という。」の員数は、次に掲げて定めるものと活介護業者の区分に応じ、規則で定めるものと活介護業者の区分に応援予防短期入所生活介護の担害において同時においたできる利用者に関定するもの提供を受けることができる利用者(当該指定介護事業者が指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護の事業とができる利用者に規定する指定短期入所生活介護の指定を併せてス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護の前において連営されている場合にあっては、治の事業とがにおいて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所において一体的に定うであるが、当該が第立びに第140条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節が第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的などもは、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。(1) 医師(2) 生活相談員	生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。本県においては、④に規定される者を、④-1介護福祉士、④-2介護支援専門員の資格を有する者とする。
(準用) 第百四十二条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四か	(準用) 第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第5 1条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54 条、第55条の4から第55条の11まで、 <u>第121条の2</u> 及び第1	

ら第五十三条の十一まで、第百二十条の二及び第百二十条 の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第 五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 省略

- 2 省略
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護 予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければならない。

21条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 省略

- 2 省略
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護 予防通所リハビリテーション従業者の資質向上のため に、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、研修 の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境 を整えるよう努めなければならない。

| ※第121条の2第4項の解釈を準用

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第百四十三条 省略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>自ら</u>その提供 する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとと もに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常に その改善を図らなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護

以下省略

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第144条 省略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その提供する 指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うととも に、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にそ の改善を図らなければならない。この場合において、評価 については、第三者による評価を受けるよう努めなければ ならない。

以下省略

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基

(勤務体制の確保等)

第158条 省略

2~3 省略

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介 護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、研 修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境 を整えるよう努めなければならない。

質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。

予防のための効果的な支援の方法に関する基 準

(勤務体制の確保等)

第百五十七条 省略

2~3 省略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介 護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならない。 個々の従業者の資質を向上させることにより、 介護サービスの質の向上が図られることから、研 修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整 備を行うことを努力義務とする規定を追加したも のであり、研修を受講する従業者が特定の職種、 従業者に偏ることないよう配慮すること。 (進用)

第百六十四条 第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条 から第百四十九条までの規定はユニット型指定介護予防短 期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百五十二条」と、「前条」とあるのは「第百六十四条において 準用する前条」と読み替えるものとする。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準 (準用)

第百六十六条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第 四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十 条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第 五十三条の十一まで、第百二十条の二及び第百二十条の四、 第百二十八条及び第百三十条並びに第4節(第百四十二条を 除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活 介護の事業について準用する。この場合において、第五十三 条の四中「第五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予 防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介 護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百二十 条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」 とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、 第百三十三条第一項及び第百三十七条中「介護予防短期入所 生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活 介護従業者」と、第百四十一条第二項第二号中「次条におい て準用する第四十九条の十三第二項」とあるのは「第五十三 条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第 五十三条の十第二項」とあるのは「第五十三条の十第二項」 と読み替えるものとする。

第九節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

- 第百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる
 - 一 生活相談員 一人以上

(準用)

(進用)

- 第165条 第144条、第145条、第148条から第150条まで<u>の規</u> 定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第145条中「第129 条」とあるのは「第153条」と、「前条」とあるのは「第1 65条において準用する前条」と読み替えるものとする。
 - 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とかう。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

※第121条の2第4項及び第144条第2項の解釈を共 生型介護予防短期入所生活介護の事業に準用す る。

※第144条第2項の解釈をユニット型介護予防短期

入所生活介護の事業に準用する。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。

本県においては、④に規定される者を、④-1 介護福祉士、④-2 介護支援専門員の資格を有す る者とする。 (1) 生活相談員 以下省略

(準用)

第百八十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、 第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五 十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の 七まで、第五十三条の八(第五項及び第六項を除く。)、 第五十三条の九から第五十三条の十一まで、第百二十条の 二、第百二十条の四、第百二十八条並びに第四節(第百三 十五条第一項及び第百四十二条を除く。)及び第五節の規 定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について 準用する。この場合において、第四十九条の十三中「内 容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条 第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予 防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条の二 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問 入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介 護」と、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第 百八十五条において準用する第百三十八条」と、「介護予 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生 活介護従業者」と、第百二十条の二第三項中「介護予防通 所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期 入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代 理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介 護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」 と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百 三十九条第二項中「静養室」とあるのは「第静養室等」 と、第百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号まで の規定中「次条」とあるのは、「第百八十五条」と、第百 四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条に いて準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第 百八十五条において準用する前条」と、第百四十八条中 「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替え るものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第5 1条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4 から第55条の7まで、第55条の8 (第4項を除く。)、第 55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の 4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を 除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所 生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護につい て法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受 ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護 予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入 所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第 172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業 者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリ テーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介 護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービス に該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは 「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中 「前2項」とあるのは「前項」と、第145条中「第129条」 とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前 条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第1 49条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読 み替えるものとする。

※第121条の2第4項及び第144条第2項の解釈を基 準該当介護予防短期入所生活介護の事業に準用 する。

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(準用) 第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の一十二条の四、第百二十一条、第百三十条の二、第百二十条の四、第百二十一条、第百三十条の四、第百二十一条、第百三十条。第一三条第二項及び第百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百九十二条」と、「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十条の二第三項中「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十三条中「第百三十八条」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と記入書工とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と記入書工十条のとする。 (勤務体制の確保等) 第百二十条の二省略 2省略 3指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション企業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	(準用) 第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第5 1条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54 条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11 まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第 135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防短期 入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第179条」と、第134条中「第139条」とあるのは「第179条」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第121条の2 省略 2 省略 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護 予防通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、研修 の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境	※第121条の2第4項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることによ り、介護サービスの質の向上が図られることか ら、研修の受講を希望する者が研修を受講でき る環境整備を行うことを努力義務とする規定を 追加したものであり、研修を受講する従業者が 特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮す ること。
	を整えるよう努めなければならない。 (指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針) 第183条 省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による
2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供	2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その提供する	客観的評価の導入により、介護サービスの質の向

する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとと もに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にそ の改善を図らなければならない。

以下省略

指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに | 上に好影響を与えることが想定できることから、 主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改|第三者による調査若しくは評価を受けることを努 善を図らなければならない。この場合において、評価につ いては、第三者による評価を受けるよう努めなければなら

力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。

	<u>ない。</u> 以下省略	
第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基 準	第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基 準	
(勤務体制の確保等) 第二百八条 省略 2~3 省略 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介 護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならない。	(勤務体制の確保等) 第195条 省略 2~3 省略 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が、研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。	備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、
(準用) 第二百十五条 第百九十六条から第百九十九条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十七条中「第百八十六条」とあるのは「第二百十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。	(準用) 第202条 第183条から第186条までの規定は、ユニット型指 定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。こ の場合において、第184条中「第173条」とあるのは「第19 1条」と、「前条」とあるのは「第202条において準用する 前条」と読み替えるものとする。	※第183条第2項の解釈をユニット型介護予防短期 入所療養介護の事業に準用する。

THE THE TAIL TO THE TAIL THE THE TAIL THE TAIL THE TAIL THE TAIL THE TAIL T	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	27 02 1 3 27 BZ 1 PZ 1
厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(従業者の員数) 第二百三十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 以下省略	(従業者の配置の基準) 第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設 入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。 (1) 生活相談員 以下省略	指定介護予防特定施設入居者生活介護における 生活相談員の資格要件については、介護老人福祉 施設等における生活相談員の資格要件に準ずるも のとする。
(勤務体制の確保等) 第二百四十一条 省略 2~3 省略 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予 防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。	(勤務体制の確保等) 第214条 省略 2~3 省略 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予 防特定施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、研修の 受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整 えるよう努めなければならない。	個々の従業者の資質を向上させることにより、 介護サービスの質の向上が図られることから、研 修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整 備を行うことを努力義務とする規定を追加したも のであり、研修を受講する従業者が特定の職種、 従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針) 第二百四十六条 省略 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 以下省略	(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針) 第219条 省略 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。	質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。
第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設 入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設 備及び運営並びに介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準	第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設 入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設 備及び運営並びに介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準	
(従業者の員数)	(従業者の配置の基準)	

- 第二百五十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設 | 第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者 入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置く べき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス 利用型介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次 のとおりとする。
 - 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はそ の端数を増すごとに一以上

以下省略

第二百六十二条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十 条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三 条の十一まで、第百二十条の四、第百三十九条の二、第二

百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十一条か ら第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定 介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。この場合において、第五十一条中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業 者」と、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第 二百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあ るのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」 と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業 所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防 サービス事業所」と、第二百三十七条第二項中「指定介護

予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービ

スを」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居

者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるも

(準用)

のとする。

第二百六十四条 第二百四十六条、第二百四十七条、第二百 五十条及び第二百五十一条の規定は、外部サービス利用型 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用 する。この場合において、第二百四十七条中「他の介護予 防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型 介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業 者」と読み替えるものとする。

生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基 本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型 介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次に掲げ る外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応 じ、規則で定めるものとする。

(1) 生活相談員

以下省略

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条 まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第1 40条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施 設入居者生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるの は「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中 「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入 浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防 特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入 浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受 託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定 介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本 サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居 者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるも のとする。

※第214条第5項の解釈を外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護の事業に準用す

指定介護予防特定施設入居者生活介護における

生活相談員の資格要件については、介護老人福祉

施設等における生活相談員の資格要件に準ずるも

のとする。

(準用)

第237条 第219条、第220条、第223条及び第224条の規定 は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 介護の事業について準用する。この場合において、第220 条第1項第2号中「他の介護予防特定施設従業者」とある のは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及 び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとす る。

※第219条第2項の解釈を外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護の事業に準用す

〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 【介護予防福祉用具貸与】

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
(適切な研修の機会の確保) 第二百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉 用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する 適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 省略	(適切な研修の機会の確保) 第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。 3 省略	個々の従業者の資質を向上させることにより、 介護サービスの質の向上が図られることから、研 修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整 備を行うことを努力義務とする規定を追加したも のであり、研修を受講する従業者が特定の職種、 従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針) 第二百七十七条 省略 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 <u>自ら</u> その提供する 指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改 善を図らなければならない。 以下省略	(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針) 第250条 省略 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その提供する指定 介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。この場合において、評価について は、第三者による評価を受けるよう努めなければならな い。 以下省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。
第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用) 第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の人(第五項及び第六項を除く。)、第五十三条の九から第五十三条の十一まで並びに第百二十条の二第一項及び第二項並びに第一節、第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二中「第五十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切	第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (準用) 第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から 第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第4項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中「提供日及び	※第244条第2項及び第250条第2項の解釈を基準該 当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。

な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問 入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の 十三中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護 について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提 供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中 「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防語問入 浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領 サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中 「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 (平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十五号)	○沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年3月30日沖縄県条例第24号)	
第二百八十九条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の三、第五十三条の五から第四十九条の十二条、第五十三条の三、第五十三条の五十三条の三十二条が第二百七十条がら第二百七十二条まで並びに第二十四条の規定は、指定特定介護やでは、第四十九条の二十二十三条」とあるのは「第二百七十名」と、第四十九条の二十一十十条のは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四十十二十十十十条の一十二十十二条。第三百七十条。とあるのは「が一世ス利用」と、第四十九条の八第二百七十年。第二百七十条。第二百七十条。第二百七十条。第二百七十二条。第二百七十条。第二百七十二条。第二百七十二条。第二百七十二条。第二百七十四条中「第二百七十条」と読み替えるものとする。	第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から 第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55 条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2 項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指 定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。 の場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第 263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51 条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取 り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」 と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある のは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは 「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは 「サービス利用」と、第243条第4号中「利用料」とある のは「販売費用の額」と、第244条第1項及び第245条中 「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第 247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において 準用する第243条」と読み替えるものとする。	
(適切な研修の機会の確保) 第二百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。	(適切な研修の機会の確保) 第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。	※第244条第2項の解釈を準用 個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。
(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針) 第二百九十条 省略	(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針) 第264条 省略	質の評価に対する意識付け及び外部調査による

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供 | 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その提供する | 客観的評価の導入により、介護サービスの質の向 する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常 にその改善を図らなければならない。

以下省略

指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にそ の改善を図らなければならない。この場合において、評価 については、第三者による評価を受けるよう努めなければ ならない。

以下省略

上に好影響を与えることが想定できることから、 第三者による調査若しくは評価を受けることを努 力義務とする規定を追加したものであり、第三者 による評価の範囲、手法等については問わない。